

乾燥わかめに関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 乾燥わかめの個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和6年9月

消費者庁食品表示課

1 乾燥わかめの個別ルール

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の個別的義務表示	表示の様式・方法	表示禁止事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
乾燥わかめ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
塩蔵わかめ	●	●	●	—	—	●	●	●	●
うに加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●
うにあえもの	●	●	●	—	—	●	●	●	●
ハム類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
ベーコン類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	●
混合プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	●
ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	●
混合ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	●
チルドハンバーグステーキ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
チルドミートボール	●	●	●	●	●	●	●	●	●
調理冷凍食品	●	●	●	●	●	—	●	●	●
農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
トマト加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●
乾しいたけ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
農産物漬物	●	●	●	●	—	—	—	—	●
ジャム類	●	●	●	●	●	—	●	●	●
乾めん類	●	●	●	●	●	—	●	●	●
即席めん	●	—	●	●	●	—	●	—	●
マカロニ類	●	●	●	●	—	●	●	●	●
パン類	●	●	●	—	●	—	—	—	—
凍り豆腐	●	●	●	●	●	—	●	●	●
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
煮干魚類	●	●	●	—	●	—	—	—	●
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
削りぶし	●	●	●	—	●	●	●	●	●
みそ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
しょうゆ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
ウスターソース類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	●	●	●	—	●	●	—	—	●
食酢	●	●	—	●	—	●	●	●	●
風味調味料	●	●	●	—	—	—	●	●	●
乾燥スープ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
食用植物油	●	●	●	●	—	●	—	—	●
マーガリン類	●	●	●	●	—	●	●	●	—
チルドぎょうざ類	●	●	●	●	●	●	●	●	●
レトルトパウチ食品	●	●	●	●	●	—	●	●	●
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
炭酸飲料	●	●	●	—	—	—	—	—	●
果実飲料	●	●	●	●	—	—	●	●	●
豆乳類	●	●	●	●	—	●	●	●	●
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	●	●	●	—	—	●	—	—	●

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
乾燥わかめ	乾燥わかめ	次に掲げるものをいう。 一 わかめ（ワカメ属をいう。以下この表、別表第4及び別表第22の乾燥わかめの項において同じ。）を水（海水を含む。）で洗浄したもの又はこれを湯通ししたものを乾燥したもの 二 湯通し塩蔵わかめ（この表の塩蔵わかめの項に規定する湯通し塩蔵わかめをいう。以下別表第4の乾燥わかめの項において同じ。）を十分に塩抜きしたものを乾燥したもの
	乾わかめ	この表の中欄に掲げる乾燥わかめのうち灰ぼしわかめ、もみわかめ及び板わかめを除いたものをいう。
	灰ぼしわかめ	この表の中欄に掲げる乾燥わかめのうち、わかめにシダ灰等を塗布したもの又はこれを水で洗浄して当該シダ灰等を除去したものを乾燥したものをいう。
	もみわかめ	この表の中欄に掲げる乾燥わかめのうち、わかめを繰り返してもみ、かつ、乾燥したものをいう。
	板わかめ	この表の中欄に掲げる乾燥わかめのうち、わかめを板、すだれ等の上で平面状に整形して乾燥したものをいう。

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
乾燥わかめ	名称	「乾わかめ」と表示する。ただし、灰ぼしわかめにあつては「灰ぼしわかめ」と、もみわかめにあつては「もみわかめ」と、板わかめにあつては「板わかめ」と表示する。
	原材料名	「わかめ」と表示する。ただし、湯通し塩蔵わかめを十分に塩抜きしたものを乾燥したものにあっては、湯通し塩蔵わかめを使用した旨を表示する。

○別表第5：名称規制に係る食品及びその名称

食品		名称
乾燥わかめ	乾わかめ	乾わかめ
	灰ぼしわかめ	灰ぼしわかめ
	もみわかめ	もみわかめ
	板わかめ	板わかめ

○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示禁止事項
乾燥わかめ	<ol style="list-style-type: none"> 1 「天然」又は「自然」の用語。ただし、天然わかめを使用した場合は、この限りでない。 2 「新鮮」その他新しさを示す用語 3 「本場」又は「特産」の用語（当該産地で採取されたわかめを当該産地で処理包装したのものについて、産地名を表す用語とともに表示する場合の「本場」又は「特産」の用語を除く。） 4 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語

2 業界団体等の要望の概要

項目	見直し要望	
別表3 定義	一部修正	・製造実態が少ない、灰ぼしわかめ、もみわかめ、板わかめについては削除し、乾燥わかめ、乾わかめの定義に統合。
別表4 個別ルール（名称）	一部修正	・定義の見直しに合わせ修正し、「乾燥わかめ」又は「乾わかめ」と表示することとする。
別表4 個別ルール（原材料名）	現状維持	・いわゆる生のわかめを使用したものと、湯通し塩蔵わかめを水戻しし乾燥した場合に品質が異なり明確に区分するため現状維持を希望する。
別表5 名称規制	一部修正	・上記定義等に合わせて修正。 （灰ぼしわかめ、もみわかめ、板わかめは削除し、乾燥わかめ、乾わかめについて設定）
別表22 表示禁止事項	一部修正	<ul style="list-style-type: none"> ・1については、天然わかめは数量が少なく、高価格で取引されているため、現状維持を希望する。 ・2については、乾燥品は長期保管を目的とした加工品であるため、現状維持を希望する。 ・3, 4について、横断的な表示禁止事項や景品表示法を参考に判断できると考えられるため削除可能。